

オランダの環境政策に関する調査・研究（中間報告）

明海大学不動産学部准教授
柴 由花

1. オランダの環境政策

平成22年4月からオランダ・デルフト工科大学建築学部にてオランダの都市計画法、環境法を学ぶとともに、税制に関する調査を行っている。滞在先にオランダを選んだ理由は、オランダの環境政策に関する法制度、税制を研究することで、今後のわが国における低炭素都市の実現に向けた租税政策に示唆を得ることが可能であると思われたからである。

環境政策には、規制的手法と経済的手法があるが、オランダでは、以下のような環境政策が採られている。

まず、環境政策における規制的手法として、都市計画、建築許可による環境規制がある。オランダは、土地利用と建築は環境関連の許可制度によって規制されており、新たに建築を行う場合、非常に多くの許可、例えば、土地利用計画の適用除外、解体許可、建築許可、建設許可（道路、トンネル、その他の地下における工事に必要とされる）、歴史的建造物の修繕または解体に対する許可、環境許可、伐採許可等を得ることが必要である。もっとも、こうした多くの許可を要することは開発業者等にとって負担が大きいため、規制緩和の一環として、およそ25の許可を統合し、一つの環境許可とすることが検討されている。新たな環境許可は2010年10月1日から施行される見込みである。詳細については、拙稿「都市計画及び開発における規制緩和：オランダの新たな環境許可」（デルフト工科大学建築学部 Fred Hobma 准教授と共著・土地総合研究2010年夏号）に掲載予定である。

他方、環境政策における経済的手法の一つとして、税の優遇によるインセンティブの賦与が行われている。例えば、所得税において、環境に資する資産（指定された森林もしくは自然保護地域の土地（建物は除く））、環境への投資（政府が指定した環境基金に対する投資）は、非課税とされている。オランダの資本所得の課税ベースの問題については、拙稿「金融所得課税の現状と動向－オランダ資本所得の課税ベースを中心として」税研152号（2010年7月）に掲載予定である。また、環境政策における経済的手法として、多くの補助金システムが採用されていることもオランダ環境政策の特徴である。これまで地方公共団体が補助金によって、土地を買収することで自然保護を図ってきたが、近時は、財源不足の関係もあり、地方公共団体と土地所有者とが行政契約（6年間）を締結し、補助金を交付しつつ自然保護を行う例が増えている。

さらに、経済的手法には税の優遇や補助金ではなく、経済的賦課による方法がある。オランダでは、炭素税、廃棄物税、排水課徴金等が導入されているが、2010年に導入される見込みであった自動車混雑税については、政治的な理由から導入が見送られたままとなっている。2010年6月に下院総選挙が行われた結果、新政権がいかなる環境政策をとるのかが注目される。

オランダでは、規制的手法のみならず経済的手法により多様な環境政策が採用されてい

るが、いかに長期的に環境へのインセンティブを維持するかが課題である。今後は、経済的手法の実効性を高めるための行政契約の方法についてさらに研究を深めていきたい。

2. オランダでの調査方法

今回、オランダ法制度、政策、税制に関してヒアリングをすることができた。以下では、オランダでのヒアリング先について若干紹介を行いたい。

(1) IBFD

租税に関しては IBFD の図書館で調査することが可能である。IBFD には地域ごとに専門調査官がおり、より詳細な情報を提供していただくことも可能である。今回、Dr. René Offermanns (Senior Research Associate, オランダ税制)、Ms Laura Pakarinen (Research Associate, 北欧税制) のお世話になった。なお、IBFD の HP には、Duivendrecht 駅からの行き方が紹介されているが、タクシーが常駐していないのでやや不便である。むしろ、Amstel 駅からタクシーで行くのが便利である (10 ユーロ位)。IBFD からの帰りは、受付にて、タクシーの手配をしてもらえる。

(2) 法律事務所

法律事務所等と大学とを兼務している租税専門弁護士も少なくない。

Certa Legal Tax



Mr. Sjoerd Stokmans, LL.M. (左側)、筆者、Mr. Rob W.J.J de Win, LL.M. (右側)

(3) 大学

デルフト工科大学建築学部 (Delft University of Technology)

デルフト工科大に法学部はないものの、法律担当教授が配属されている。建築学部の法律担当教授は、以下の3人の先生方である。



Prof. Monika Chao-Duivis, LL.M., Ph.D. (Contract law)



Associate Prof. Fred Hobma, LL.M., Ph.D. (Building law)



Assistant Prof. Elizabeth Schutte Postma, LL.M. (Environmental law)

エラスムス大学 (Erasmus University Rotterdam)

エラスムス大学の租税法担当教授。



Prof. Dr. J.C.M. van Sonderen



Prof. Dr. S.J.C. Hemels

本中間報告は、公益財団法人租税資料館、平成 22 年度外国税法等調査研究助成に基づくものである。貴財団からの研究助成によって多くの関係機関に調査を行うことができた。研究助成に対して深く感謝申し上げます。